

平成 29 年 5 月 1 日

院内での持参薬運用に関する基準

聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
薬剤部

1. 持参薬使用に関する原則

持参薬とは患者が常用している医療用医薬品であり、入院期間中、原則として使用しない。やむを得ず持参薬を用いる場合であっても、入院の契機となった傷病の治療に対し、持参薬を使用してはならない。

2. 使用基準

持参薬を使用する場合、必ず以下の基準を全て満たすこととする。

- ① 医師が、上記の原則に照らし、持参薬を使用しても問題がないと判断した。
- ② 医師が、持参薬の継続が必要であると判断した。
- ③ 薬剤師が、持参薬について以下の項目に該当せず、使用に耐え得ると判断した。
 - ・ 一包化された薬剤で、薬剤師が鑑別できない
 - ・ 当院以外で、秤量分包されている散剤
 - ・ 刻印が無い錠剤
 - ・ 水剤
 - ・ 上記のほか、薬剤師が鑑別できない状態の薬剤

以上

(持参薬運用マニュアル第 8 版より抜粋)